

協働まちづくりを進め、共に担う新しい公共を実現！！

協働まちづくりに結びつく市民活動の分野

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動

※上記17の分野はNPO法人の設立要件を満たす活動分野で表しています。

さまざまな協働まちづくりの形態

協働のまちづくりが実現していくまでの過程にはさまざまな形態が考えられます。
 例えば、まちづくりの提案は行政に限らず、私たち（市民）からもあるわけで、そうした提案の柔軟な発想が活かされることが協働にはとても大切です。『その発意をもとに計画をつくり、事業を実施するのは、そのまま発意の提案者の場合もあれば、他の主体が中心となって行う場合もあります。また、市民と行政の役割分担の加減によってもさまざまな協働の形態が考えられます。』

新しい公共の類型

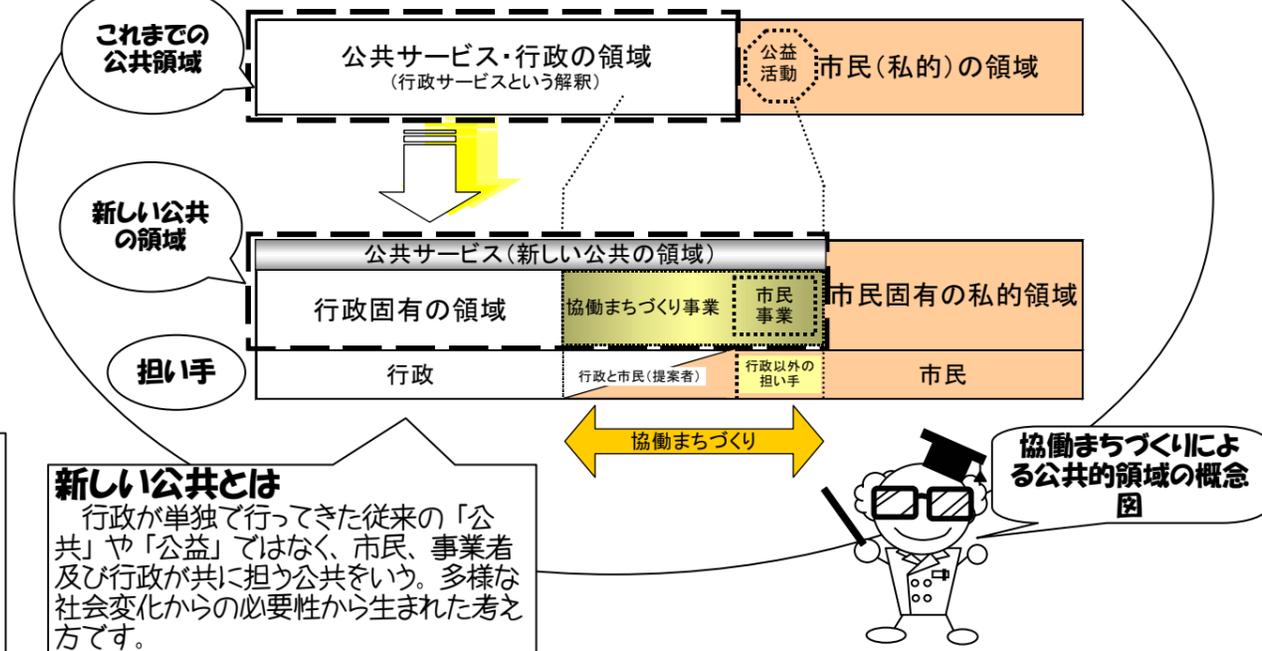
指定管理者制度（施設の管理運営の代行）
 従来、持株法人など行政関連団体しかできなかった公共施設の管理運営が、法改正によりNPOなどの市民団体や民間企業でも管理運営することが可能となりました。運営の自由度は高く、市民感覚の創造性、先駆性のある施設の運営管理が増えるところが特徴。

行政メニュー提示型（公共事業の委託）
 行政が行っている公共サービスの中で、行政が抱える課題等を提示し、それに対し、市民活動団体等から協働のための改善点や役割分担などが市民提案され、協働まちづくり事業として解決していくもの。
 事業が継続的に軌道に乗れば、市民事業として切り替わる分野もありえる。

市民提案型（公共事業の委託/市民団体が行う公共的事業に対する補助）
 市民からの自由な発想と自発的な意志に基づいた協働まちづくり事業に結びつく提案若しくは既存の公共サービスに対し、創意工夫のもと提案されるものです。その提案が公共サービスとして行政の考え方とマッチした場合、行政と役割分担などを協議し、協働の公共サービスとして事業化するもの。

コミュニティビジネス（市民等自立・独立事業）
 自発的な意思による市民の公益活動が、多様化する市民の需要に一致し、地域密着型の自立型ビジネスとして行われるもの。市民活動の先駆性、創造性、多様性、個性が成功のカギ。

市民参加から市民参画の協働まちづくりによって新しい公共が実現します！！

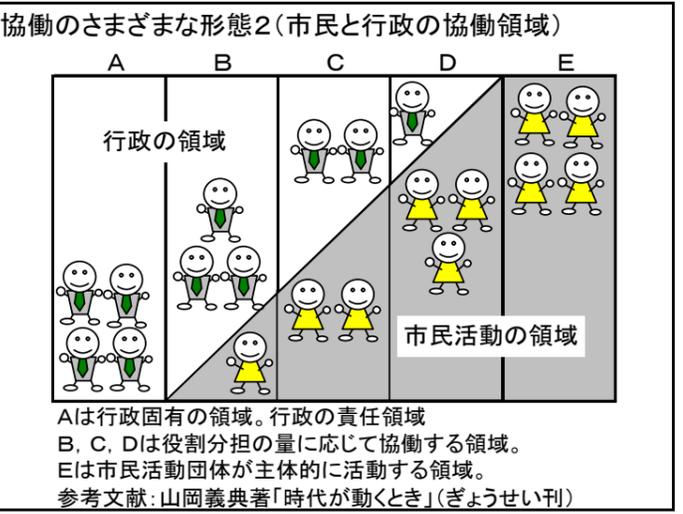
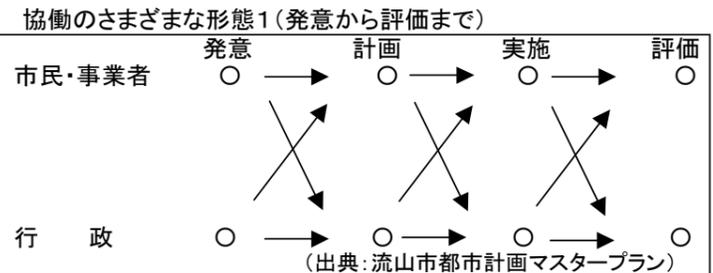


新しい公共とは
 行政が単独で行ってきた従来の「公共」や「公益」ではなく、市民、事業者及び行政が共に担う公共をいう。多様な社会変化からの必要性から生まれた考え方です。

協働まちづくり…期待される効果

協働が促進されると次のような効果が期待できます。

- ・市民の英知や社会資源が活かされ、市民活動が公共サービスの担い手のひとつとして広まりながら展開され、社会的な認知が広がる。
- ・肥大化した行政運営の効率化とコストの削減が図れ、「小さな政府」=行政のスリム化が実現する。
- ・市民と行政の対話と相互理解が一層進み、それぞれのセクターにおける自己改革(意識改革)が進む。
- ・対話と相互理解により、多様化する市民ニーズを的確に把握することができ、社会情勢の変化を的確に対応したまちづくりが推進され、「市民満足度」が高まる。
- ・協働のまちづくり事業に結びつく市民公益活動が活発に展開されることで、地域コミュニティの絆が深まるとともに、市民公益活動の組織や財政基盤の強化につながり、公共を担う市民活動の力が大きくなる。
- ・参画する私たち(市民)の就労の場が生まれるとともに「生きがい」の一助となり、それが市民の健康に寄与し「元気市民」づくりの一助となる。



主な用語解説(五十音順)

NPO(Non-Profit Organizationの略)
 社会的使命の精神を尊重し、市民が自発的に組織した特定非営利活動法人若しくは法人格を取得していない任意の市民活動団体を含む「民間非営利組織」の総称。行政や企業と独立した存在として、社会の必要性から生まれた。NPO活動の存在なくして協働は実現しない。

公設民営
 施設などを行政が設立し、その管理運営を民間など行政以外に委託して施設を運営すること。

コーディネーター
 物事を調整してまとめること。

市民
 本市に在住・在勤・在学する個人、市民活動団体(NPO法人を含む)。自治会及び市内の企業も含む。

市民活動
 NPOが主体的に行う社会貢献活動をいう。団体会員同士の利益のみにとどまる活動や趣味的な活動は含まないものとする。

市民提案
 協働まちづくりに結びつく、主体的に活動する市民からの提案。ここでは従来の陳情や要望ではない。

パートナーシップ
 協働と同義語。複数の者が、対等な立場で、共通する目的のために協働する関係。



協働まちづくりを実現するための市民と行政の役割

私たち(市民)の役割

- ・自らまちづくりの主体者の一員として、培ってきた能力を活用し、市民活動に参加し「協働のまちづくり」を主体的に推進するものとします。
- ・私たちは、まちの構成員として市民同士でお互い相互理解するものとします。
- ・私たちは、まちづくりに関する各種イベントや行政が開催する説明会など、様々な「場」に積極的に参画するものとします。
- ・私たちは、情報について可能な限り公開に努めるものとします。

※事業者(企業)も社会貢献活動を行う「市民」に含まれるものとします。

行政の役割

- ・行政は、まちづくりのまとめ役として長期的かつ総合的な視点をもって、市民及び関係者と調整を図り、まちづくりを推進します。
- ・自ら持つまちづくりの情報について、可能な限り情報提供に努めます。
- ・協働のまちづくりが促進され、円滑に推進されるために有効な仕組みや手続き、手順などを策定するとともに適宜、見直しを図ります。
- ・協働まちづくりの成り行きを把握して、必要に応じて改善します。

協働を進めるうえでの基本原則

- 1 対等性の原則
- 2 自主性・自立性尊重の原則
- 3 目標共有の原則
- 4 相互理解の原則
- 5 公開透明性の原則

※法律などで公開が制限されている情報及び公開することにより悪影響が懸念される情報は除きます。

協働まちづくり推進のための仕組みづくり

1 受け皿づくり

市民の公益活動が育つ環境を整えることが必要。そのための啓蒙活動が大切になってきます。研修会やフォーラムなどを開催していきます。

2 (仮称)市民活動推進センターの設置

協働のまちづくりに結びつく市民活動の推進拠点として、(仮称)市民活動推進センターを旧流山青年の家の3階部分に開設します。オープンは平成18年度の予定です。

〈機能〉

【ハード面】

- ・市民公益活動のための会議や作業スペースの提供。
- ・事務用機器などの提供。
- ・専用事務所を持たない団体の事務的機能を備えるものとします。

【ソフト面】

- ・参加者を拡大させる啓発活動。
- ・市民活動のための研修や人材育成、情報提供。
- ・市民活動団体のコーディネート、ネットワーク支援機能。
- ・行政との連携窓口の機能。
- ・市民活動団体(NPO法人含む)の運営相談 ほか

※(仮称)市民活動推進センター運営協議会を設置
運営状況などを評価し、課題を常に情報共有しながら適宜柔軟に見直しするものとします。
※運営形態は、公設民営を検討協議していきます。

3 支援策の検討

- ・公共を担う多様な市民団体の提案を協働まちづくり事業としていくための支援策(補助金や助成金、税制優遇措置、寄付や基金等)を検討し、本市に相応しい助成制度を整えます。
- ・行政が単独で行っている公共サービスで市民活動団体などが担える事業は、協働まちづくり事業として委ねていきます。

※平成18年度から市民公募型の補助金制度の準備を進めています。

4 パートナーシップ協定の策定と締結

市民と行政による具体的な「協働まちづくり事業」を進めていく場合、事業内容についての契約に加え、「協働を進めるうえでの基本原則」(別記)等の項目を基本とする「パートナーシップ協定」を双方で合意のうえ、結ぶものとします。

5 庁内体制の整備強化

- ・協働まちづくり事業の対象となる公共事業の選考や市民提案に対する協議を行う庁内組織や仕組みを作ります。
- ・(仮称)市民活動推進センターと連携した協働のまちづくりを広めるための情報共有の仕組みを拡充します。
- ・事業化された協働まちづくり事業について進行管理や事業の成果を評価できる仕組みを作り、協働まちづくりの成功に繋がります。
- ・協働の実現には職員の意識改革が不可欠。市民と行政が対等の立場で連携協力できる関係が深められるよう、研修制度や体験制度の拡充を図ります。

パートナーシップの実現に向けて
市民と行政の協働まちづくりのための指針(概要版)

平成17年8月
流山市

私たちの住む流山市には、小さなお子さんからお年寄り、学ぶ方、働く方、外国からきた方など、さまざまな市民の方が住んでいます。だから、それぞれの立場で「こんなまちになったらいいなあ」という多様な願いを持っていると思います。しかし、まちづくりは、今までのように行政だけが公共の全てを担うのではなく、市民の皆さんの主体的なまちづくり活動と行政が協働し、共に考え、共に連携・協力・補完し、役割分担について話し合いながら合意形成していくことで、行政だけが担ってきた公共にはない豊かなまちづくりが実現できるはずで。

これからの時代、市民と行政が手を組み、より豊かな流山市の実現に向けて「協働まちづくり」を共通の目標として進んでいきたいと考えます。

協働とは？

共に同じ「共同」とは違います。私たち(市民)と事業者、行政が、お互い異なる立場や特性を理解・尊重し、ある目標に向けて連携協力することにより、相乗効果が高まり、単独ではできなかった「行動(公共サービス)」を実現することです。

お互いを理解するには対話が重要。したがって、いつもみんな仲良くというより、いい緊張関係があって当然です。そうした相互の関係で創るまちづくりを「協働まちづくり」といいます。

今なぜ「協働」なのか

21世紀を迎え、少子高齢化、ライフスタイル・価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は刻々と変化し、多様な市民ニーズに行政だけが公共サービスを提供するには限界の時代となってきました。

しかし、NPOなどの市民活動が社会情勢の変化に対応し、多様性、先駆性及び自主性を武器に先駆的なチャレンジを試みはじめ、新たな公共サービスの担い手として全国に広がりはじめました。

これからのまちづくりは、市民、事業者及び行政がそれぞれが担い手として公共サービスを提供する時代、すなわち協働のまちづくりを実現していく時代がはじまったところです。

私たち(市民)と行政の協働によって
「新しい公共」を実現します